

審査者向けテキスト「平成26年改正建築基準法及び関係政省令等について」
正誤表

平成27年3月27日 更新

章	該当頁	位置	誤	正
全 体		(告示公布日と告示番号が定まったため修正)	建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件(平成27年〇月〇日国土交通省告示第〇〇号)	建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件(平成27年2月23日国土交通省告示第247号)
			建築基準法第7条の6第1項第2号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式を定める件(平成27年△月△日国土交通省告示第△△号)	建築基準法第7条の6第1項第2号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式を定める件(平成27年2月23日国土交通省告示第248号)
			建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成27年□月□日国土交通省告示第□□号)	建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成27年2月23日国土交通省告示第255号)
			壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件(平成27年●月●日国土交通省告示第●●号)	壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件(平成27年2月23日国土交通省告示第249号)
			壁等の構造方法を定める件(平成27年▲月▲日国土交通省告示第▲▲号)	壁等の構造方法を定める件(平成27年2月23日国土交通省告示第250号)
			ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件(平成27年■月■日国土交通省告示第■■号)	ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件(平成27年2月23日国土交通省告示第254号)
			主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件(平成27年☆月☆日国土交通省告示第☆☆号)	主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件(平成27年2月23日国土交通省告示第253号)
II 3	P108	L11	第8項及び第10項及び第11項	第8項、第10項及び第11項
	P148	(新旧改正後)表・第3条の3第1項において準用する第1条の3第1項の申請書の項、(ろ)欄	別記第2号様式の第2面から第6面までによる書類並びに別記第3号様式による建築計画概要書	別記第2号様式の第2面から第6面までによる書類及び別記第3号様式による建築計画概要書 ※ 二重下線が修正箇所
		(新旧改正後)表・第3条の3第1項において準用する第1条の3第4項の申請書の項、(ろ)欄	別記第2号様式の第2面から第6面までによる書類、別記第8号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第3号様式による建築計画概要書	別記第2号様式の第2面から第6面までによる書類、別記第8号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第3号様式による建築計画概要書 ※ 二重下線が修正箇所
		(新旧改正後)表・第3条の3第3項において準用する第3条第3項の申請書の項、(ろ)欄	別記第2号様式の第2面から第6面までによる書類、別記第8号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第10号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第8号様式(昇降機用)中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第3号様式による建築計画概要書	別記第2号様式の第2面から第6面までによる書類、別記第8号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第10号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第8号様式(昇降機用)中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第3号様式による建築計画概要書 ※ 二重下線が修正箇所
	P150	(新旧改正後)第1号2様式	写真の裏面には住所地の都道府県名及び氏名を必ず記入とのこと	写真の裏面には住所の都道府県名及び氏名を必ず記入とのこと
P197	L49	大切に保管しておいてください。	大切に保存しておいてください。	
II 4	P244	(新旧改正後)第10号の3の3様式、備考	3 氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できる。	3 氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できる。
II 5.2	P254	L26~L27	建築基準法第20条第1項の規定又は令第137条の2各号	法第20条第1項の規定又は令第137条の2各号
	P256	L44	構造計算適合性判定の申請又は求めに係る	構造計算適合性判定の申請又は通知に係る

章	該当頁	位置	誤	正
II 5.6	P263	L10～11	平成17年建設省告示第566号 《※改正前の欄と改正後の欄の両方》	平成17年国土交通省告示第566号 《※改正前の欄と改正後の欄の両方》
	P264	L15～16	法第20条第1項第2号イ後段に規定する構造計算	同号イ後段に規定する構造計算
		L18～19	法第20条第1項第2号イ後段又は第3号イ後段に規定する構造計算	同項第2号イ後段又は第3号イ後段に規定する構造計算
P265	(新旧改正後)第3第1号二ただし書き	ただし、法第20条第1項第4号に掲げる建築物のうち木造のものであって、令第46条第4項(表2に係る部分を除く。)の規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成13年国土交通省告示第1540号第1から第10までの規定)に適合するものについては、この限りでない。	ただし、法第20条第1項第4号に掲げる建築物のうち木造のものであって、令第46条第4項(表2に係る部分を除く。)の規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成13年国土交通省告示第1540号第1から第10までの規定)に適合するものについては、この限りでない。 ※ 新旧対照表の線の引き方を修正	
II 5.8	P270	L26	第14項から第6項までの規定 《※改正前の欄と改正後の欄の両方》	第14項から第16項までの規定 《※改正前の欄と改正後の欄の両方》
		下から L14～15	基準に適合するものであること。	基準に適合すること。
II 5.9	P276	L3	イ	イの欄を削る
II 5.10	P278	下からL17 ※改正前	次のイからハまでのいずれかに該当	次のイからハまでのいずれかに該当 《※上記のとおり ¹ に下線をつける》
		下からL17 ※改正後	次のイ又はロのいずれかに該当	次のイ又はロに該当
II 5.10	P279	L17～18	次のイからトまでのいずれかに該当するもの以外のもの 《※改正前の欄と改正後の欄の両方》	次のイからヘまでのいずれか及びトに該当するもの以外のもの 《※改正前の欄と改正後の欄の両方》
		L22～23	次のイからトまでのいずれかに該当するもの以外のもの 《※改正前の欄》	次のイからヘまでのいずれか及びトに該当するもの以外のもの 《※改正前の欄》
		L36 ※改正前	イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
		L36 ※改正後	イ・ロ (略)	削除
		L39～41	第5号イからトまでのいずれかに該当するもの以外のもの 《※改正前の欄と改正後の欄の両方》	第5号イからヘまでのいずれか及びトに該当するもの以外のもの 《※改正前の欄と改正後の欄の両方》
		L44～45	第5号イからトまでのいずれかに該当する建築物	第5号イからヘまでのいずれか及びトに該当する建築物
		L46	イ～ト (略)	削除
		L48	次のイ又はロに該当する	次のイ及びロに該当する
		L52	次のイ又はロに該当する	次のイ及びロに該当する
II 5.14	P283	L14	建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条第2項第1号イ	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第81条第2項第1号イ
		L16	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第20条第1項第2号	建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第1項第2号
		L25	法第20条第1項第3号に掲げる建築物	建築基準法第20条第1項第3号に掲げる建築物
II 5.18	P289	L41	(主要構造部を木造とすることができる)大規模の建築物	主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物

章	該当頁	位置	誤	正
II	P298	L39	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第109条の5第2号	建築基準法施行令(以下「令」という。)第109条の5第2号
5.25	P299	下からL6	0.45aを超える場合は0.45a	0.54aを超える場合は0.54a
II	P300	L19	(施行期日)	削除
5.25		L33	次の(1)から(4)までのいずれかに	次の(1)から(5)までのいずれかに
II	P301	L4	その両面を、塗厚さが	その両面を塗厚さが
		L36	建築物の階数に応じ	建築物の階に応じ
	P302	L2	階数が3の建築物	地階を除く階数が3の建築物
		L3	階数が2の建築物	地階を除く階数が2の建築物
		L25~26	次のイからリまでに	次のイからヌまでに
	P303	L26	第1第1号イの構造	第2第1号イの構造
		L31	防火構造である部分	防火構造の部分
			法第2条第9号の2ロ	建築基準法(以下「法」という。)第2条第9号の2ロ
		L33	防火構造とした部分	耐火構造等の部分
		L36	4.6(1-0.5L)	4.6(1-0.5L)(3を超える場合3)
	L37	10(1-0.5L)	10(1-0.5L)(6.5を超える場合6.5)	
	P304	L7~8	防火構造である部分	防火構造の部分
		L9	ロに適合する防火構造	イに適合する耐火構造
		L33	(施行期日)	削除
5.26				